

おてがる WiFi  
レンタル約款

2023年2月3日

本約款は、株式会社エクスゲートが、おてがる WiFi レンタルサービスをご利用のお客様(利用者)に、WiFi ルーターのレンタルサービスを提供する際に適用されます。

#### 第1条 (契約の成立)

1. 株式会社エクスゲート (以下「当社」といいます。) は、レンタル WiFi サービスを本レンタル約款に基づき利用者に提供します。

2. 当社の WEB サイト (<https://otegal.jp/wifi/>) から申し込み、決済が完了した時点で、利用者と当社でのレンタル契約を成立とします。

なお、請求書払いの法人契約のみ、当社からの注文確定の連絡をもって契約成立とします。

3. 利用者は申し込みをする際、必ず本約款を読み、理解し、その内容に合意して申し込みを行うものとします。

4. 利用者が未成年の場合、保護者の同意を得た上で、おてがる WiFi レンタルサービスを利用するものとします。

5. 当社は、次の各号に該当する場合には、申込者による利用契約の申込を承諾しないことがあります。この場合当社は、当該申込者に対しその旨を通知します。

(1) 申込者が本利用規約に違反するおそれがあると認められる相当の理由があるとき

(2) 申込者が利用契約上の債務の支払を怠るおそれがあるとき

(3) 申込者が利用契約申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき

(4) 違法に、又は公序良俗に反する態様で本サービスを利用するおそれがあるとき

(5) 申込者が当社又は本サービスの信用を毀損する態様で本サービスを利用するおそれがあるとき

(6) 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力 (以下「反社会的勢力」と総称します。) であるか、又は反社会的勢力と関わりがあると判明したとき

(7) その他、サービスの提供ができない又は適切でないと判断すべき合理的理由があるとき

#### 第2条 (レンタル期間)

1. おてがる WiFi レンタルサービスの利用期間は、ご利用開始日 (商品のお届け予定日) からご利用終了日 (ポスト投函日) までとします。

2. 利用者は、申し込み時に当社の WEB サイトより、配送可能日時を確認するものとします。

3. 利用者は、商品と同梱されている「納品書 兼 契約内容確認書」からレンタル期間を確認するものとします。

4. 利用者が、利用者の理由により商品を受け取ることができなかった場合も、おてがる

WiFi レンタルサービスは開始となります。

### 第3条（契約の期間変更）

1. 商品の発送後、レンタル期間の変更はできないものとします。
2. 当社は、レンタル期間内の早期返却による返金を行いません。
3. 利用者に特別な事情があり、発送後にレンタル期間の短縮を希望する場合は、利用者が当社まで確認するものとします。

### 第4条（契約のキャンセル）

1. 利用者は、商品発送前であればキャンセルができるものとします。
2. キャンセルの依頼は、利用者が当社まで、メールまたは電話で連絡するものとします。
3. 発送前のキャンセルの場合、キャンセル料は発生しません。
4. 発送後のキャンセルはできないものとします。
5. 利用者に特別な事情があり、発送後にキャンセルを希望する場合は、利用者が当社まで確認するものとします。

### 第5条（料金）

おてがる WiFi レンタルサービスの料金は、通信料及び WiFi ルーターのレンタル料金が含まれています。往復の送料及びオプション料金は、別途発生します。

### 第6条（通信制限）

通信事業者の定める通信量を超えた場合、通信事業者により通信制限が実施されます。

通信事業者の定める通信量は、予告なく変更される場合があります。

レンタル期間中に通信制限が実施された場合に、当社はその責を負いません。

### 第7条（支払い）

1. おてがる WiFi レンタルサービスの料金は、クレジットカードによる支払いとします。
2. おてがる WiFi レンタルサービスの変更及びキャンセルにより、次のいずれかに起因する損失が発生した場合、その損失は利用者の負担となります。

（1）クレジットカード会社の手数料による損失

（2）外国為替レートの変動による損失（海外のクレジットカードを利用した場合）

3. 法人での契約の場合、当社の審査の上、請求書での支払いが可能となります。審査の内容については、開示しません。なお、請求書払いの振り込み手数料は負担いただきます。

### 第8条（延滞料金）

利用者が、レンタル期限を過ぎて商品を返却した場合、当社はレンタル料金の延滞料金を請求します。

延滞料金は1日あたり1,320円（税込）とし、利用者のクレジットカードに請求します。

#### 第9条（商品の破損または水濡れ）

1. 利用者が、商品を破損または水濡れさせた場合、当社は利用者に商品の修理代金を請求します。但し、端末補償サービスに加入時は、請求しないものとします。

2. 端末補償サービスの適用は、レンタル期間中1度のみとします。端末補償サービスは、利用者からの申告の後に適用となり、故意の破損・水濡れに対しては適用外となります。

（端末補償サービスはご注文時のみ加入ができます。サービス開始後から加入はできません。）

また、自然故障による商品の故障についても、当社は利用者に請求しないものとします。

#### 第10条（レンタル品の紛失）

1. 利用者が、商品を紛失した場合、当社は利用者に商品代金（WiFi ルーター本体及び付属品代金）を請求します。但し、端末補償サービスに加入時は、請求金額を一部免除します。

2. 端末補償サービスの適用は、レンタル期間中1度のみとします。

3. 端末補償サービスは、利用者からの申告の後に適用となり、延滞のまま返却されないなど、利用者が商品を善良な管理者の注意をもって使用することを怠った場合、請求される紛失代金は端末補償サービス適用外となります。

（端末補償サービスはご注文時のみ加入ができます。サービス開始後から加入はできません。）商品代金は別紙1に記載します。

#### 第11条（おてがる WiFi レンタルサービス利用可能地域）

利用者は、商品のサービスエリアを確認の上、申し込むものとします。

サービスエリア内であっても、建物の影響、通信事業者の通信障害等の理由で、通信ができない場合があります。

上記の理由で通信ができない場合、第19条に記載の通り、当社は責を負わないものとします。

#### 第12条（おてがる WiFi レンタルサービス利用の制限）

利用者が、反社会的な利用方法、他人に迷惑のかかる利用方法を行った場合、当社は予告なく、サービスを制限します。

#### 第13条（レンタル品の受け渡し）

1. 当社は、利用者の申し込み時に記入された場所に、宅配にて、配送希望日にお届けしま

す。(注文時に指定された配送希望日に配送不可能な場合は、配送可能な日付でお届けします。)

2. 利用者は、商品の受け取り後、速やかに商品を確認するものとし、不足品があった場合は、当社まで連絡するものとします。
3. 商品の到着後、2日以内に連絡がない場合は、全て納品されたものとします。

#### 第14条 (レンタル品の返却)

1. 利用者は、「納品書および契約内容確認書」に記載してあるレンタル終了日までに、商品を当社宛てに発送するものとします。
2. 返却方法は、ご利用台数が1~2台の場合はレターパックによるポスト投函となります。レンタル終了日の翌朝8時まで投函されていれば、期限内の返却とします。ご利用台数が3台以上の場合は着払いでのご返送となります。レンタル最終日中にご返送のお手続きがされていれば期限内のご返却とします。

#### 第15条 (賠償責任の範囲)

1. 当社は、以下の要件を充足する場合に、以下の範囲において、損害賠償責任を負うものとします。
2. 当社は、当社に故意または重大な過失がある場合にのみ、損害賠償責任を負うものとします。
3. 利用者の過失によって損害が発生した場合、当社は損害賠償責任を負わないものとします。
4. 当社が負担する損害賠償の範囲は直接損害に限られ、理由の如何を問わず、間接損害及び拡大損害について責任を負わないものとします。
5. 当社がおてがるWiFiレンタルサービスに関し負担する損害賠償責任その他の責任は、原因の如何にかかわらず、おてがるWiFiレンタルサービスレンタル料金の額を上限とします。

#### 第16条 (レンタル品の取り扱い)

1. 利用者は、商品を善良な管理者の注意をもって使用中保管し、これらに要する費用を負担するものとします。
2. 利用者は、商品をその本来の使用目的以外に使用しないものとします。また、商品の譲渡、転貸、質入及び担保への供与はできません。

#### 第17条 (レンタルの解除)

利用者が次の各号の一にでも該当した場合には、当社は催告、通知なくこの契約を解除することができます。

- (1) レンタル料の支払を 1 回でも遅延したとき。
- (2) 利用者が、当社または第三者に対して、迷惑行為を行ったとき。
- (3) 利用者が、社会的な信用を喪失したとき。
- (4) 故意または重大な過失により、商品に修理不能の損害を与えまたは滅失したとき。
- (5) その他本契約の各条項の一にでも違反したとき。

#### 第 18 条（故障および不具合対応）

1. レンタル期間中、利用者の責によらない事由により生じた性能の欠陥により、商品が正常に作動しない場合は、当社は速やかに代替品を送るものとします。
2. 当社で該当商品を確認し、故障が認められた場合、該本レンタル期間のレンタル料金を日割計算により減免するものとします。

#### 第 19 条（不具合にかかる当社の責任範囲）

おてがる WiFi レンタルサービスにおける商品の不具合にかかる責任範囲は、当社が提供する商品の故障に起因する不具合に限るものとし、以下の起因する接続不具合が生じた場合、当社はその責を負わないものとします。

- ・ 利用者の、機器の取扱いや使用方法に起因する不具合
- ・ 利用者保有機器の仕様、操作、設定、機器の互換性等に起因する不具合
- ・ 通信会社、接続事業者およびアプリケーション提供元等の都合に起因する不具合
- ・ 利用者等が商品を使用する際の周囲の地形、建物等の障害物およびレーダー、家電製品等の電波干渉の影響に起因する不具合
- ・ 天災地変等の不可抗力に起因する不具合
- ・ 通信事業者の定める通信量以上の利用による通信制限
- ・ その他、当社の責に依らない事由に起因する不具合

#### 第 20 条（会員登録）

利用者は、会員登録を行うことで、当社の会員になることができ、会員特典としてクーポンコードが使用できます。

#### 第 21 条（会員情報の保護）

当社は、会員情報を会員の事前の同意なく第三者に対して開示することはありません。

#### 第 22 条（会員の退会、変更）

利用者は当社の会員から、退会、変更を希望する場合、当社までメール、及び電話で連絡するものとします。

第 24 条（管轄裁判所）

おてがる WiFi レンタルサービスに関して 当社と利用者との間に生ずる全ての紛争について東京簡易裁判所または東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 25 条（約款の改定）

本レンタル約款は利用者の同意無く改定することがあり、利用者は改定したレンタル約款に従うものとします。

## 別紙 1

## 商品代金

	端末補償 未加入時	端末補償 加入時
端末本体 U2S (紛失)	18,000 円	8,000 円
端末本体 U2S(破損・水濡れ修理代金)	9,000 円	1,000 円
端末本体 WiMAX (紛失)	35,200 円	10,000 円
端末本体 WiMAX(破損・水濡れ修理代金)	28,660 円	8,500 円
USB ケーブル	1,100 円	0 円